

✚ 貨物概要

バンド部分がナイロン繊維製、留め具がステンレス鋼製の腕時計用バンドであり、輸入後、時計本体に取り付けて完成品とするもの



✚ 分類

関税率表第 9113.90 号（統計番号 9113.90-210）の、二種類以上の材料（組立て用のみに供する材料（例えば、ひも）を除く。）から構成される携帯用時計のバンド

✚ 分類理由

本品は、革製又はコンポジションレザー製以外の材料から成り、かつ二種類の材料（卑金属（留め具）及び紡織用繊維（バンド部））から構成される腕時計用バンドであることから、上記のとおり分類されます。



注記

関税を課する場合の基礎となる貨物の性質は、特定の場合を除き、当該貨物の輸入申告の時に おける現況によります（関税法第 4 条）。

この分類事例は、一定の事実関係を前提とした一般的な回答であり、必ずしも事案の内容の全 部を表現したものではありませんので、輸入を予定している具体的な貨物に適用する場合にお いては、この回答内容と異なる関税率表適用上の所属（分類）となり、異なる課税関係が生ずる ことがあることにご注意下さい。

（具体的な貨物の関税分類や関税率について輸入申告時の審査の際に尊重される回答を希望 される場合には、文書による事前教示をご利用下さい。）